

平成 27 年 12 月議会
第 4 委員会報告資料

報告第 69 号

交通事故による損害賠償額の決定に関する専決処分について

消 防 局

報告第 69 号 交通事故による損害賠償額の決定に関する専決処分について

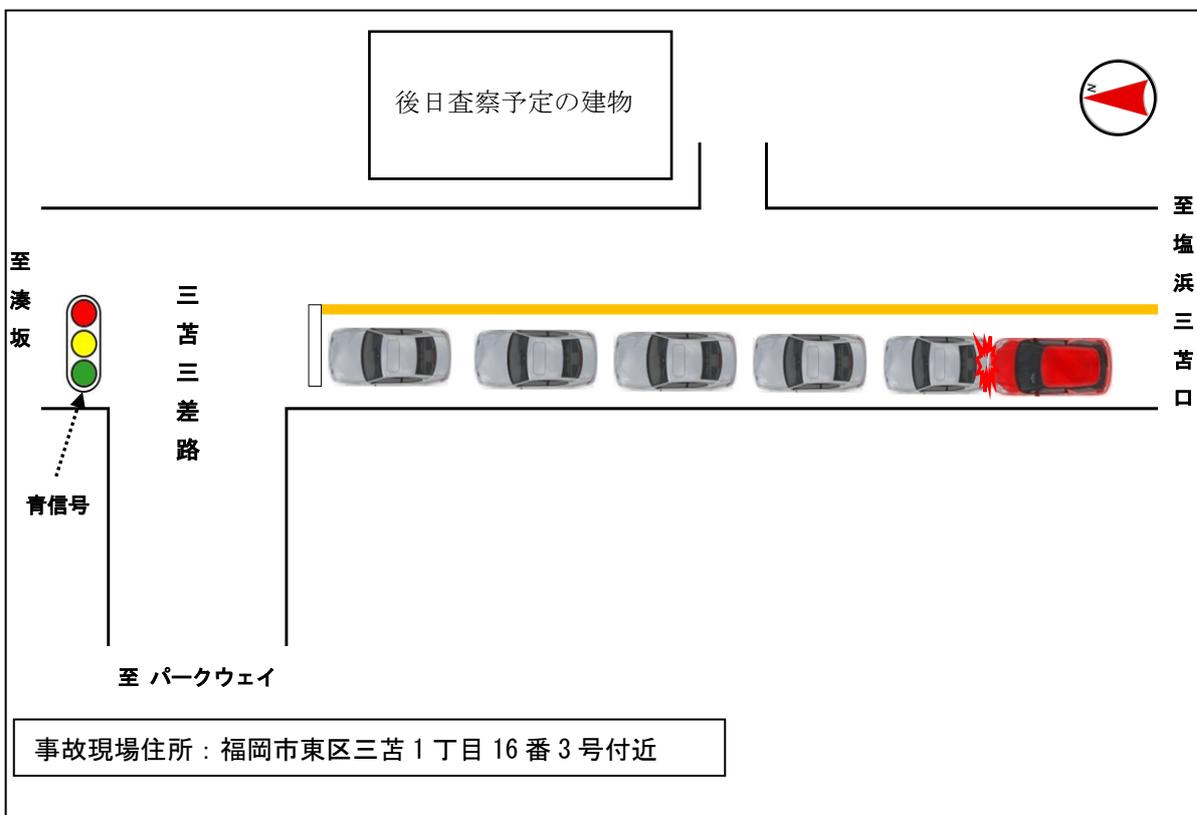
市長の専決処分事項に関する条例の規定により、交通事故による損害賠償額を決定することについて、平成 27 年 12 月 1 日次のように専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告するもの。

事故発生日時	平成 27 年 9 月 16 日（水曜日） 午前 10 時 15 分頃 天候：曇り		
事故発生場所	福岡市東区三苫一丁目 16 番 3 号付近路上		
相手方	住所	<p>(※) 福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。</p>	
	氏名		
事故の概要	平成 27 年 9 月 16 日午前 10 時 15 分頃、消防局東消防署警備課所属の職員が、業務のため同課所管の消防自動車を運転して市内東区三苫四丁目地内の目的地へ向かう途中、同区三苫一丁目 16 番 3 号付近の道路上において、前方で信号停止中の相手方〇〇〇〇氏所有の小型乗用自動車に接触し、当該車両を破損させ、損害を与えたものである。		
損害の程度	相手方	人的損傷	なし
		物的損傷	小型乗用自動車の後部ドアを破損
	市側	人的損傷	なし
		物的損傷	なし
過失割合	相手方 〇割	本市 10割	
損害賠償額	260,820 円		

事故現場見取図



現場詳細図



消防自動車写真



相手方車両被害状況写真

